

健康増進法からみた栄養管理・給食管理 ～立ち入り検査の視点から～

福岡市給食施設従事者研修会
平成30年9月19日

給食施設の種類

施設の種類（分類）	関係法など	施設名など
1 学校	学校教育法	学校，幼稚園，幼稚園型認定こども園，学校給食共同調理場など
2 病院	医療法	病院
3 介護老人保健施設	介護保険法	介護老人保健施設
4 老人福祉施設	老人福祉法	養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人デイサービスセンターなど
5 児童福祉施設	児童福祉法，社会福祉法に規定する事業にかかる施設で児童福祉に関するもの	乳児院，児童養護施設，肢体不自由児施設，知的障がい児施設，盲ろうあ児施設，保育所，幼保連携型認定こども園，保育所型認定こども園，地方裁量型認定こども園など
6 社会福祉施設	生活保護法，身体障害者福祉法，社会福祉法に規定する事業にかかる施設で社会福祉に関するもの	救護施設，身体障がい者授産施設，身体障がい者通所施設，身体障がい者支援施設，知的障がい者授産施設，知的障がい者通所施設，知的障がい者支援施設，精神障がい者授産施設，精神障がい者通所施設，精神障がい者支援施設など
7 事業所	労働基準法	事業所，事務所
8 寄宿舍		学生または労働者を寄宿させる施設
9 矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所
10 自衛隊	自衛隊法	自衛隊
11 一般給食センター	1～7までに該当しない施設	
12 その他	1～11まで以外の施設	有料老人ホームなど

特定給食施設の定義

健康増進法（第20条，規則第5条）

特定の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

⇒ 「特定給食施設」

福岡市健康増進法施行細則（第10条）

特定の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給している特定給食施設以外の施設

⇒ 「小規模給食施設」（特定給食施設に準じる）

特定給食施設の種類

施設の種類（分類）	関係法など	施設名など
1 学校	学校教育法	学校，幼稚園，幼稚園型認定こども園，学校給食共同調理場など
2 病院	医療法	病院
3 介護老人保健施設	介護保険法	介護老人保健施設
4 老人福祉施設	老人福祉法	養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人デイサービスセンターなど
5 児童福祉施設	児童福祉法，社会福祉法に規定する事業にかかる施設で児童福祉に関するもの	乳児院，児童養護施設，肢体不自由児施設，知的障がい児施設，盲ろうあ児 健康増進法 保育所，幼保連携型認定こども園，保育所型認定こども園など
6 社会福祉施設	生活保護法，身体障害者福祉法，社会福祉法に規定する事業にかかる施設で社会福祉に関するもの	救護施設，障がい者授産施設，身体障がい者通所施設，知的障がい者授産施設，知的障がい者通所施設，障がい者支援施設，精神障がい者授産施設，精神障がい者支援施設など
7 事業所	労働基準法	事業所， 健康増進法
8 寄宿舍		学生または労働者を寄宿させる施設
9 矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所
10 自衛隊	自衛隊法	自衛隊
11 一般給食センター	1～7までに該当しない施設	
12 その他	1～11まで以外の施設	有料老人ホームなど

特定給食施設の役割

特定の個人に対して繰り返し提供される食事は、直接利用者の栄養状態・健康状態につながります。

医学的な栄養管理を個々人に実施する施設においては、疾病や要介護状態の重症化を予防するため、地域の医療や介護の質として、栄養管理の質を高めることが求められます。

また、**健康増進を目的とする施設**においては、提供される食事を選択し食べる事、栄養・健康に関する情報を得ることを繰り返すことで、自ら主体的に健康の維持・増進につなげていくことができます。

健康日本2 1の中でも、健康寿命の延伸・健康格差の縮小のために、社会環境の質の向上の一つとして「**利用者に応じた栄養管理を実施している給食施設の増加**」が目標に定められています。

特定給食施設の種類の種類

施設の種類（分類）	施設名など	
1 学校	学校，幼稚園，幼稚園型認定こども園，学校給食共同調理場など	健康増進を目的とする施設
2 病院	病院	医学的な栄養管理を個々人に実施する施設
3 介護老人保健施設	介護老人保健施設	
4 老人福祉施設	養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人デイサービスセンターなど	個別的な栄養管理が重視される者を含む施設
5 児童福祉施設	乳児院，児童養護施設，肢体不自由児施設，知的障がい児施設，盲ろうあ児施設，保育所，幼保連携型認定こども園，保育所型認定こども園，地方裁量型認定こども園など	健康増進を目的とする施設
6 社会福祉施設	救護施設，身体障がい者授産施設，身体障がい者通所施設，身体障がい者支援施設，知的障がい者授産施設，知的障がい者通所施設，知的障がい者支援施設，精神障がい者授産施設，精神障がい者通所施設，精神障がい者支援施設など	個別的な栄養管理が重視される者を含む施設
7 事業所	事業所，事務所	
8 寄宿舍	学生または労働者を寄宿させる施設	
9 矯正施設	刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所	健康増進を目的とする施設
10 自衛隊	自衛隊	
11 一般給食センター		
12 その他	有料老人ホームなど	

特定給食施設と保健所

■健康増進法第18条第1項第2号(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施) 要約

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。

■健康増進法 第19条(栄養指導員) 要約

都道府県知事は、医師又は管理栄養士の資格を有する保健所を設置する市の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

■健康増進法第22条(指導及び助言) 要約

都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

■健康増進法 第24条(立入検査等) 要約

都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定給食施設に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、質問させることができる。

■福岡市健康増進法施行細則 第10条(小規模給食施設の設置者に対する指導及び助言) 要約

保健所長は、小規模給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設であって、特定給食施設以外のものをいう。)の設置者に対し、栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設に準じて必要な書類の提出を求め、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

■福岡市健康増進法施行細則 第9条 要約

特定給食施設の設置者は、実施した給食の栄養管理の状況について、定める様式により、実施した年度の翌年度の4月末日までに所管保健所長に報告しなければならない。

特定給食施設における栄養管理

1. 食事を提供する対象者の特性の把握

【個人のアセスメントと栄養管理計画】

食事を提供する対象者の性・年齢階級・身体特性（身長と体重、肥満・やせなど体格の状況）、食事摂取状況、身体活動レベル、健康診断の結果等を把握（または推定）します。（食事摂取量の把握は、給食だけでなく、すべての食事を対象とします。）

各個人の特性に応じ、栄養管理上の目標を明確にします。

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	<ul style="list-style-type: none">・対象者の性、年齢、身体の状況、食事の摂取状況および生活状況等の定期的な把握の状況について・肥満並びに痩せに該当する対象者の割合の把握状況について・施設全体として取り組むべき課題や目標を明確にしているか
医学的な栄養管理を個々に実施する施設	<ul style="list-style-type: none">・個人の栄養状態に関するリスクの把握状況について（栄養スクリーニングの実施）・栄養状態の評価の実施について・栄養スクリーニングを踏まえた個人ごとの解決すべき課題の把握状況について（栄養アセスメントの実施）・栄養管理計画の作成状況について

特定給食施設における栄養管理

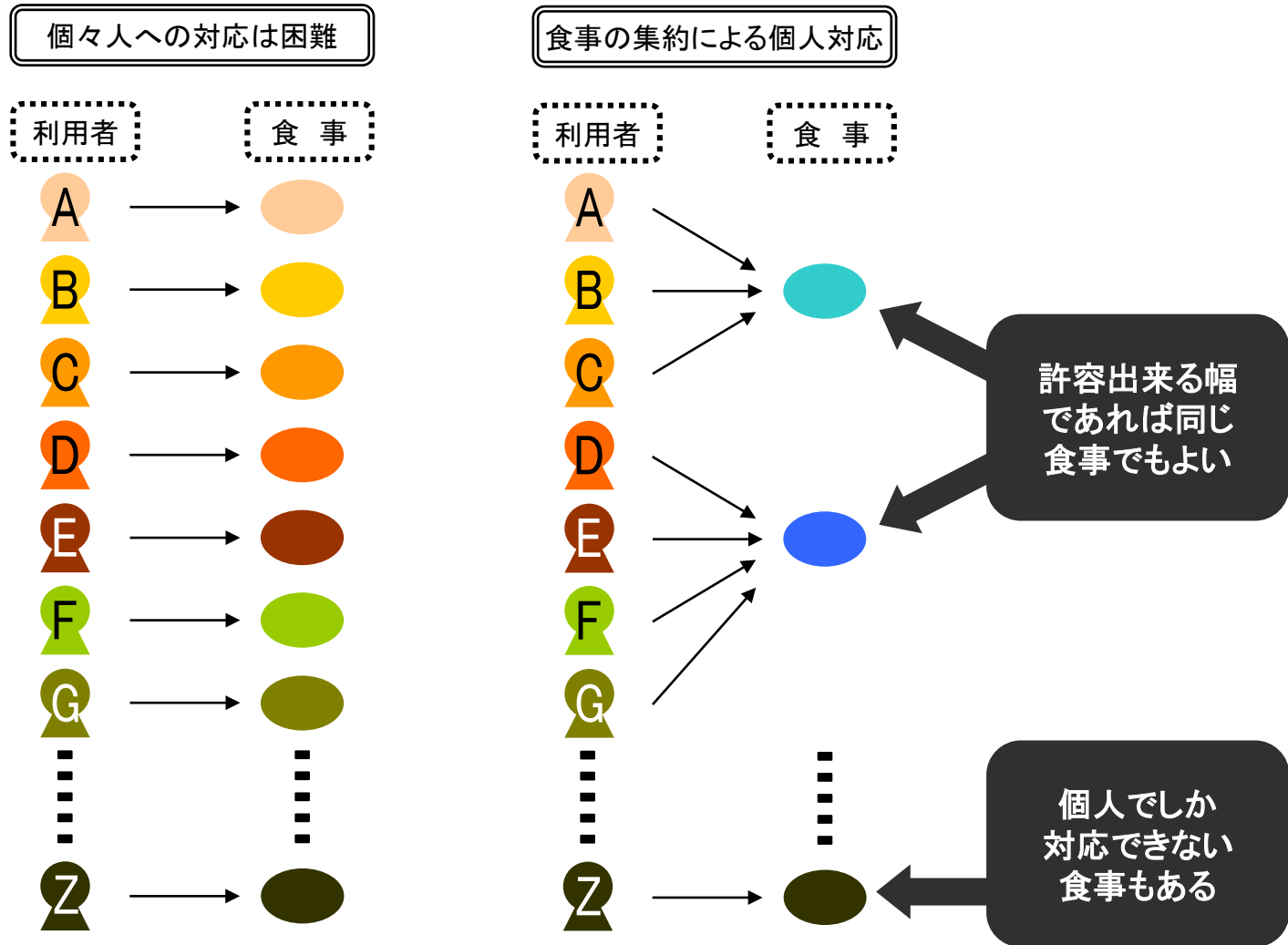
2. 提供する食事の基準を定める

【提供する食事の計画①】

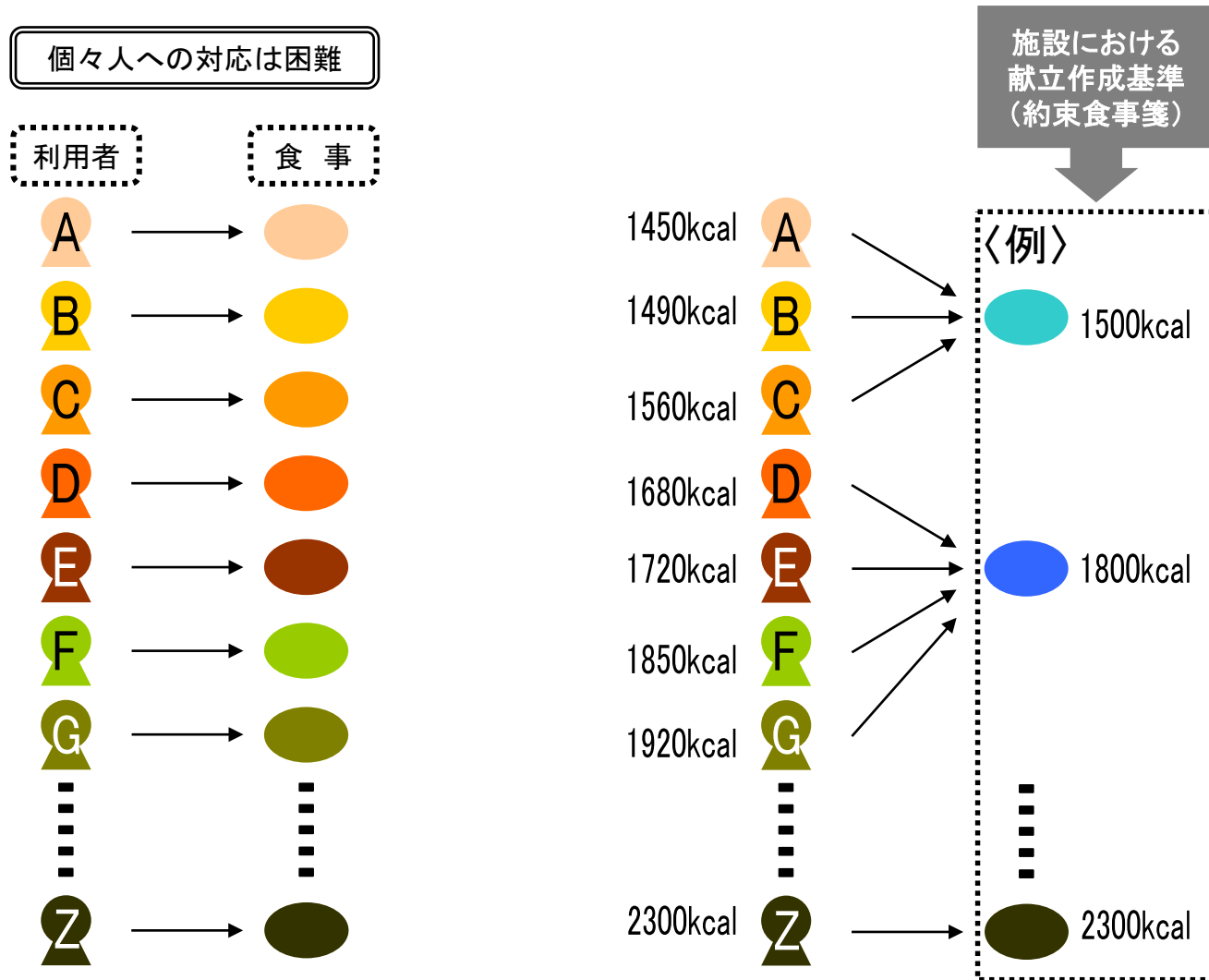
1で把握した対象者の特性や栄養管理上考慮する項目などをグループ化して、提供する食事の種類ごとに基準となるエネルギー量や栄養素量を設定します。（ここで“荷重平均”という手法を用いることは、食事摂取基準を適用することにはなりません。）

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	<ul style="list-style-type: none">・対象者の性、年齢、身体の状態などにあわせた給与栄養目標量の設定状況について・献立作成基準など食事提供に関する計画の作成状況について・予定給与栄養量の算出状況について
医学的な栄養管理を個々人に実施する施設	<ul style="list-style-type: none">・個人の栄養目標量の設定状況について・対象集団の栄養目標量の設定状況について

対象者の特性や栄養管理上考慮する項目などをグループ化して、
提供する食事の種類ごとに基準となるエネルギー量や栄養素量を設定する



対象者の特性や栄養管理上考慮する項目などをグループ化して、
提供する食事の種類ごとに基準となるエネルギー量や栄養素量を設定する



特定給食施設における栄養管理

3. 予定献立の作成

【提供する食事の計画②】

2に基づいて、具体的な予定献立を立てます。

給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組み合わせや食品の組み合わせにも配慮して作成するよう努めます。

献立名、材料名、一人分量、総量などが示された作業指示書は栄養管理を運営する上で中心となるもので、給食の総合的な計画書となります。

複数献立や選択食（カフェテリア方式）のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組み合わせを提示するよう努めます。

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	<ul style="list-style-type: none">・利用者の身体状況等に対する配慮について・利用者の嗜好等に対する配慮について・料理の組み合わせや食品の組み合わせに対する配慮について・複数献立や選択食などの場合に、エネルギー量別に料理の組み合わせ例を示すなど、利用者が自分に合った食事を選択できる用意の状況について
医学的な栄養管理を個々人に実施する施設	<ul style="list-style-type: none">・利用者の身体状況等に対する配慮について・利用者の嗜好等に対する配慮について・料理の組み合わせや食品の組み合わせに対する配慮について

特定給食施設における栄養管理

4. 品質管理・食事の提供

【計画の実施】

3で予定された献立を適正に実施するため、適切な品質管理を行います。使用食品は、量、形状等をチェックし、入荷時には検収します。調理の際は栄養的および衛生的な面について十分注意し、調味料を含む食材料は計画に基づき適正量を使用します。盛り付けの際は、予定された一人分が盛り付けられるように工夫します。

提供された食事については、衛生・安全・量・味・見た目・温度・食器などの品質事項から総合的に評価し、その結果を食事の改善に反映する計画をたてます。業務従事者の食事に対する共通認識を得るための資料にもなります。

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	・食材料の調達・調理・提供における品質目標の設定および品質管理の状況について (品質 = 量・味・温度・形状など)
医学的な栄養管理を個々人に実施する施設	

特定給食施設における栄養管理

5. 提供した食事の評価と改善

提供した食事が計画通りのエネルギー量・栄養素量を供給できているかを評価し、問題があれば改善計画をたてます。

6. 食事摂取量の把握と改善

【対象者個人の評価】

対象者が摂取した食事量や体重の変化などから、個人ごとの栄養管理が計画どおりに進んでいるかを確認します。

計画とおりに進んでいない場合は、食種を変更する、栄養教育を行うなど、計画を変更し改善策を実行します。

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	<ul style="list-style-type: none">・定期的に利用者の摂取量（喫食量・残食量）の実態やその原因を把握している。・食事に関する会議（話し合い）を定期的に開催状況について
医学的な栄養管理を個々人に実施する施設	<ul style="list-style-type: none">・提供した食事の品質管理評価および検討の実施について・個人の食事摂取状況の把握状況について（モニタリングの実施）・定期的な給食に関する会議が開催状況について

特定給食施設における栄養管理

7. 栄養に関する情報の提供

利用者に対し、献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質および食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行います。

また、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めます。

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	・献立や食事サンプルに熱量、たんぱく質、脂質および食塩相当量等の主要成分の表示について
医学的な栄養管理を個々人に実施する施設	・対象者に合わせた健康や栄養に関する情報提供および知識の普及状況について ・本人や家族への適切な栄養食事相談の実施状況について

特定給食施設における栄養管理

8. 書類の整備

栄養管理関係業務を適切に実施し、その内容を評価するために、業務内容が確認できる帳簿を適宜作成し、施設に整備します。

委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書を備えます。

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	・各種帳簿の整備状況について 【委託契約の場合】
医学的な栄養管理を個々人に実施する施設	・適切な委託契約の備え（食事に係る質の確保，責任分担の明確化，契約書の保管）について

特定給食施設における栄養管理

9. 衛生管理

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には食品衛生法、「大規模食中毒対策等について」その他関係法令等の定めるところによること。

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	・食品衛生法，大量調理施設衛生管理マニュアル，その他関係法令を遵守した管理の実施状況について
医学的な栄養管理を個々人に実施する施設	

特定給食施設における栄養管理

10. 危機管理

地震，台風，水害などの自然災害による非常時においても，給食施設（特に3食提供施設）では，継続した食事の提供が求められます。

ライフラインの寸断，調理室や設備の破損，人材不足など様々な状況のもとでも給食が提供できるように，食料の備蓄や対応方法の整理など，平常時からマニュアルを整備し，訓練を行うなどして，非常時の体制整備に努めます。

	立入検査の視点
健康増進を目的とした施設	・災害時対応マニュアル等の施設内体制の整備状況について ・実行可能なマニュアル等の整備について ・本人や家族に対する災害時の対応についての説明の状況について
医学的な栄養管理を個々人に実施する施設	

特定給食施設の役割

特定の個人に対して繰り返し提供される食事は、直接利用者の栄養状態・健康状態につながります。

医学的な栄養管理を個々人に実施する施設においては、疾病や要介護状態の重症化を予防するため、地域の医療や介護の質として、栄養管理の質を高めることが求められます。

また、**健康増進を目的とする施設**においては、提供される食事を選択し食べる事、栄養・健康に関する情報を得ることを繰り返すことで、自ら主体的に健康の維持・増進につなげていくことができます。

健康日本21の中でも、健康寿命の延伸・健康格差の縮小のために、社会環境の質の向上の一つとして「**利用者に応じた栄養管理を実施している給食施設の増加**」が目標に定められています。

特定給食施設の役割

健康日本2 1の中でも、健康寿命の延伸・健康格差の縮小のために、社会環境の質の向上の一つとして「**利用者に応じた栄養管理を実施している給食施設の増加**」が目標に定められています。

年1回、国へ報告しています

- ①管理栄養士，栄養士，調理師の配置状況
- ②「肥満及びやせに該当する者の割合」の変化の状況

**特定給食施設栄養管理報告書の
期限内提出にご協力ください**

このような場合、所定の様式にて 保健所への届け出が必要です

■ 特定給食施設の開始または再開

■ 特定給食施設の変更

名称，所在地，設置者，施設の種類，給食人員，管理栄養士および栄養士の数

■ 特定給食施設の休止または廃止

様式は、
福岡市役所HPからも
ダウンロード
出来ます！

本日のお話は下記を参照にしています

- 健康増進法，健康増進法施行規則，福岡市健康増進法施行細則
- 平成25年3月29日厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」
- 給食の手引（福岡市保健福祉局）
- 健康日本2 1